

不正利用口座排除同意

お申込みにあたっては、次の注意事項にご承諾いただいた上でお手続きください。

(1)正当な理由のない預金口座の売買・譲渡は犯罪です。

(2)預金口座等の不正利用防止法(平成 16 年 12 月 30 日施行)により、以下の行為は処罰対象となります。

- ・他人になりすまして口座を利用する目的での預金口座(預金通帳・キャッシュカード等)の譲受および相手にその目的があることを知った上で行われる譲渡
- ・正当な理由がない預金口座(預金通帳、キャッシュカード等)の売買
- ・上記の行為をするよう、広告や勧誘を行う行為

詳しくは[金融庁ホームページ「預金口座等の不正利用防止法の施行について」](#)をご参照ください。